

令和5年度さいたま市公債管理特別会計予算

令和5年度さいたま市公債管理特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ89,386,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

令和5年2月1日提出

さいたま市長 清水 勇 人

第 1 表 歳入歳出予算

歳入

(単位 千円)

款	項	金額
1 財産収入		8,460
	1 財産運用収入	8,460
2 繰入金		81,204,840
	1 他会計繰入金	76,994,696
	2 基金繰入金	4,210,144
3 市債		8,172,700
	1 市債	8,172,700
歳入合計		89,386,000

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 公債費		89,386,000
	1 公債費	89,386,000
歳 出	合 計	89,386,000

第2表

地 方 債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
借 換 債	8,172,700	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の年度における利率とする。)	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。